

熊本地震復興基金事業による支援事業と休日相談会

宅地復旧支援事業

被害を受けた宅地・擁壁・建物(傾斜修復工事)などの復旧にかかる費用の一部を補助

支援対象

熊本地震発生時に、戸建住宅 / アパートおよびマンション(賃貸・分譲) / 併用住宅(住宅の用に供する部分)の用途に使用されていて、被害を受けた宅地など(地震後に購入したものは除く)

対象となる工事

- ・のり面の復旧工事・擁壁(土留め)の撤去復旧工事および修復工事
- ・地盤の復旧工事(陥没への対応)・住宅基礎の傾斜修復工事(ジャッキアップ工事)
- ・液状化再度災害防止のための地盤改良工事

補助額(上限 633 万 3 千円)

対象工事費から 50 万円を控除した額の 3 分の 2

注意事項

- ・事業は令和 4 年 3 月 31 日までを予定していますが、令和 2 年 3 月 31 日までに**事前届け出**をしていないと、**補助を受けられません**。
- ・既に支援事業の申請をしている人は、事前届け出は不要です。

私道復旧支援事業

公道と集落を結ぶ生活道路である私道の復旧にかかる費用の一部を補助

支援対象要件

- ・一般交通の用途に使用されている
- ・公道に接するものである
- ・幅員が概ね 1.8m 以上である
- ・所有者の異なる住宅が連担して 2 戸以上建ち並んでいる
- ・集落などで維持管理している
- ・復旧費が 50 万円以上である

対象となる工事

支援対象私道の被災箇所の原形復旧に要する費用

補助額(上限 1,000 万円)

対象工事費の 2 分の 1

共同墓地復旧支援事業

共同墓地の復旧にかかる費用の一部を補助
支援対象

地域の住民が共同で設置し、自ら管理する共同墓地で納骨堂または墓石が 2 基以上あること
※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人や個人が経営主体の墓地は対象外

対象となる工事

- ・共有部分(通路、外構擁壁、水道設備、納骨堂など)の復旧工事
- ・共有部分または他所有者の区画に倒れた墓石の移設工事または撤去工事

※個人の墓石などの損壊部分は補助の対象外

補助額(上限 1,000 万円)

対象工事費の 2 分の 1

地盤改良工事支援事業

町内で被災した住宅を解体し、町内の土地に住宅を再建する際、地盤調査の結果、地盤改良が必要となった土地の地盤改良工事にかかる費用の一部を補助

補助額(上限 20 万円)

対象工事費の 2 分の 1

雑種地等復旧支援事業

被害を受けた雑種地等で道路・水路など、公共物に接する箇所の復旧にかかる費用の一部を補助(地震後に購入したもの、50 万円未満の工事を除く)

※雑種地等とは…住宅地以外の用途に使用されていた土地(農地や市街化調整区域の山林は除く)

補助額(上限 500 万円)

対象工事費の 2 分の 1

休日相談会について

これらの事業に対する、休日相談会を開催します。相談時には、被災状況のわかる写真や、地盤調査結果報告書をお持ちください。対象となるかわからない人も、まずは相談にお越しください。

日時 **1 月 26 日(日) 午前 9 時～正午**

場所 **役場仮設庁舎南館 1 階 復旧事業課 宅地復旧係**

平日は、午前 9 時～午後 5 時の時間で相談を受け付けているのはもちろん、**毎週木曜日は午後 6 時 15 分まで**相談を受け付けています。

回復旧事業課 宅地復旧係

☎ 286 - 3224